

「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の比較

	次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画
根拠法	次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年 7 月、時限立法)	子ども・子育て支援法 (平成 24 年 8 月)
対 象	地方自治体・一般企業	地方自治体
計画期間	平成 17 年度～21 年度 (前期) 平成 22 年度～26 年度 (後期)	平成 27 年度～31 年度 (以降 5 年毎)
記載項目	<p><国が示す必須記載事項></p> <p>①地域における子育ての支援</p> <p>②要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>③職業生活と家庭生活の両立の推進</p> <p>④母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保及び増進</p> <p>⑤子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>⑥子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>⑦子ども等の安全の確保</p>	<p><国が示す必須記載事項></p> <p>◎教育・保育提供区域の設定</p> <p>・幼児期の学校教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期</p> <p>・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期</p> <p>◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p> <p><国が示す任意記載事項></p> <p>◎産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるための保護者への情報提供と事業の整備</p> <p>・専門的知識・技術を要する支援</p> <p>・ワークライフ・バランスの推進のための関連施策</p> <p><市任意記載事項></p> <p>これまで記載されていた事項については、今後も本市の子育て支援施策として重要であることに変わりはないため、基本的には継続して記載したい。</p> <p>また、達成度を考慮しての削除や、追加する必要がある新たな項目の追加に盛り込みたい。</p>
備 考	事業主の行動計画部分等で法が延長される可能性がある	